

協議 2 号

長野市教育委員会行政情報取扱規則の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局総務課

事 項	説 明
1 改正の理由	長野市立中条公民館の廃止に伴い、改正するもの
2 改正の内容	長野市立中条公民館の文書の記号に係る規定を除く（本則関係）。
3 施 行 期 日	令和３年４月26日から施行する。
4 審 議 状 況	(1) 総務部庶務課との協議 (2) 教育委員会法規審査会の決定 3月31日 4月 日

長野市教育委員会行政情報取扱規則の一部を改正する規則（案）

長野市教育委員会行政情報取扱規則（平成10年長野市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

「

を

「

に改める。

信州新町公民館	信州公
中条公民館	中条公
長野図書館	長図

」

信州新町公民館	信州公
長野図書館	長図

」

附 則

この規則は、令和3年4月26日から施行する。

長野市教育委員会行政情報取扱規則 新旧対照表

改正後

○長野市教育委員会行政情報取扱規則

平成10年3月3日長野市教育委員会規則第1号

長野市教育委員会（長野市立小学校、中学校及び高等学校を除く。）の行政情報の取扱いに関しては、長野市行政情報取扱規程（昭和60年長野市訓令第1号）の規定の例による。この場合において、文書の記号に関しては、次のとおりとする。

区分	課等	記号
教育委員会事務局	略	略
教育機関	生涯学習センター	略
	大岡公民館	略
	信州新町公民館	信州公
	(削除)	
	長野図書館	長図
	南部図書館	略
	中条学校給食共同調理場	略

改正前

○長野市教育委員会行政情報取扱規則

平成10年3月3日長野市教育委員会規則第1号

長野市教育委員会（長野市立小学校、中学校及び高等学校を除く。）の行政情報の取扱いに関しては、長野市行政情報取扱規程（昭和60年長野市訓令第1号）の規定の例による。この場合において、文書の記号に関しては、次のとおりとする。

区分	課等	記号
教育委員会事務局	略	略
教育機関	生涯学習センター	略
	大岡公民館	略
	信州新町公民館	信州公
	中条公民館	中条公
	長野図書館	長図
	南部図書館	略
	中条学校給食共同調理場	略